

## 函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出を支援し、その社会的、文化的活動その他の社会参加の促進を図るとともに、健康の保持および生活の質の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無記名式nimoca」とは、株式会社ニモカが発行している交通系ICカード乗車券のうち、会員登録が不要なカードのことをいう。
- (2) 「記名式nimoca」とは、株式会社ニモカが発行している交通系ICカード乗車券のうち、会員登録が必要なカードのことをいう。
- (3) 「障がい者用nimoca」とは、株式会社ニモカが発行している交通系ICカード乗車券のうち、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象とした記名式nimocaのことをいう。
- (4) 「クレジットnimoca」とは、株式会社ニモカが発行している交通系ICカード乗車券のうち、クレジットカードと提携しているカードのことをいう。
- (5) 「nimocaカード」とは、第1号から第4号の総称をいう。
- (6) 「助成ポイント」とは、この要綱による助成により付与するポイントのことをいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する70歳以上の者とする。

- 2 前項に規定する市の区域内に住所を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民票に記録されている者および市の区域内に居住する者で本市の住民票に記録されていない者のうち、市長が特に認めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、函館市障害者等外出支援事業により助成を受けた者は、対象者としなない。

(申請等)

第4条 助成を受けようとする者は、nimocaカードを保有した上で、別記第1号様式により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、助成を受けようとする者自らが行わなければならない。ただし、親族による代理申請など、その他市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認める者(以下「受給者」という。)については、函館市交通料金助成ICカードシステムに登録し助成を開始するものとし、受給資格がないと認める者については、その旨を別記第2号様式により通知するものとする。

(助成の内容)

第5条 助成は、受給者が利用した市電・バスの乗車運賃の半額を、当該受給者のnimocaカードへ助成ポイントを付与することにより行うものとする。

2 助成ポイントは、1円を1ポイントに換算し、原則、市電・バスの利用日の翌々日にnimocaカードに付与するものとする。

(助成の上限)

第6条 助成の上限は、1年度につき1人あたり10,000円とする。

(乗車方法等)

第7条 nimocaカードの使用方法、再発行、交換および払戻し等の取扱いは、株式会社ニモカが定めるnimoca取扱規則および交通事業者が定める運送約款等によるものとする。

(助成の通用区間)

第8条 助成の通用区間は、次のとおりとする。

(1) 市営電車の運転系統の全区間(箱館ハイカラ號の車両および貸切運行による運転系統の全区間を除く。)

(2) 函館バスの運転系統のうち、市の区域内の停留所相互区間(貸切運行による運転系統の全区間を除く。)

(受給資格の喪失等)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生したときに受給資格を喪失する。

- (1) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項に規定する市長が特に認める者にあつては、その理由を欠くに至ったとき。
- (3) 函館市障害者等外出支援事業により助成を受けることとなったとき。

2 受給者は、前項各号に該当し助成申請後に受給資格を喪失したときは、別記第3号様式により速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、受給者から前項の届け出がなく、第1項の受給資格が喪失したと認められる場合は、助成を停止することができる。

(譲渡、不正使用等の禁止)

第10条 受給者は、助成の申請を行ったnimocaカードを他人に譲渡、貸与または転売してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したときは、助成を一定期間停止することができる。

(紛失時の取扱い)

第11条 受給者は、助成を受けていたnimocaカードを紛失し、新たなnimocaカードにより引き続き助成を受けようとする場合は、市長に別記第4号様式を提出しなければならない。ただし、記名式nimocaまたは障がい者用nimoca（以下「記名式nimoca等」という。）を紛失した場合は、交通事業者の各営業所窓口で記名式nimoca等の再発行手続きをとることにより、同様式の提出を要しなくとも引き続き助成を受けることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成24年3月23日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に函館市障害者等に対する市営交通機関等

利用証交付規則（昭和48年函館市規則第38号）により半額利用証の交付を受けている者（同規則第2条第7号に掲げる者に限る。）は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けた者とみなす。

- 3 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱（平成24年4月1日施行）により助成券の交付を受けている者は、第4条第3項の規定により受給資格の認定を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により受給資格の認定を受けた者は、別に定める様式により市長にnimocaカードのカード番号を届け出なければならない。
- 4 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 函館市高齢者交通料金助成申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申 請 者 氏 名  
電 話 番 号

代 理 人 住 所  
(窓口に来た方) 氏 名  
続 柄 ( 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ )  
電 話 番 号

函館市高齢者交通料金助成の説明を受け、函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱に基づき助成を申請します。

なお、私は函館市障害者等外出支援事業の助成は受けておりません。

また、申請にあたっては、函館市が本事業助成金額算出のため「イカすニモカ (nimoca)」のデータ (カード IDi, カード利用履歴, その他関連するデータ) を、当事業実施に必要な範囲で株式会社ニモカ (nimoca カード発行事業者) からシステム連携により取得することに同意します。

申請者氏名		生年月日	大正 昭和 年 月 日
-------	--	------	----------------

1 カード IDi

N	R																		
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 添付書類

nimoca カード (カード番号が記載されている面) の写し

上記申請のとおり、助成したい。

課長	主査	担当

## 函館市高齢者交通料金助成不適合通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市高齢者交通料金助成については、次の理由により助成できないことを函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

### 【理由】

- 70歳未満
- 函館市の区域内に住所を有していない。
- 函館市障害者等外出支援事業の助成を受けている。
- 申請のあったカード番号が、他の受給者に登録済みである。
- その他 ( )

## 函館市高齢者交通料金助成受給資格喪失届

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申 請 者 氏 名  
電 話 番 号

代 理 人 住 所  
(窓口に来た方) 氏 名  
続 柄 ( 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ )

電 話 番 号

函館市高齢者交通料金助成について、次のとおり受給資格を喪失したことを函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

- 函館市の区域内に住所を有しなくなった。
- 函館市障害者等外出支援事業の助成を受けることとなった。
- その他 ( )

## 函館市高齢者交通料金助成登録カード変更届

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 住所  
(窓口に来た方) 氏名  
続柄( 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ )  
電話番号

函館市高齢者交通料金助成について、下記のとおり登録カードを変更するので函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

### 記

1 旧カード番号

N	R					-													
---	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 新カード番号

N	R					-													
---	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 変更年月日

年 月 日

(変更理由: ①紛失, ②登録者の変更, ③その他( ))

4 添付書類

nimoca カード (カード番号が記載されている面) の写し